２００８年　９月　１日
メディアウェイブ株式会社

メディアウェイブインターネットサービス契約約款（個別規定）
第２種インターネット接続サービス（ネットバリュー）利用規定

第　１条（種類）

第２種インターネット接続サービスには、次の種類（以下この個別規程において「種類」という。）がある。

種類	内容
フレッツＩＳＤＮ	ＮＴＴが提供する「フレッツＩＳＤＮ」に対応した第２種インターネット接続サービス。
フレッツＡＤＳＬ	ＮＴＴが提供する「フレッツＡＤＳＬ」中、「ビジネスタイプ」以外に対応した第２種インターネット接続サービス。
Ｂフレッツ（ファミリー）	ＮＴＴが提供する「Ｂフレッツ」中、「ハイパーファミリータイプ」「ニューファミリータイプ」「ファミリー１００タイプ」「ファミリータイプ」に対応した第２種インターネット接続サービス。
Ｂフレッツ（マンション）	ＮＴＴが提供する「Ｂフレッツ」中、「マンションタイプ」に対応した第２種インターネット接続サービス。
Ｂフレッツ（ベーシック）	ＮＴＴが提供する「Ｂフレッツ」中、「ベーシックタイプ」に対応した第２種インターネット接続サービス。
フレッツ・光プレミアム（ファミリー）	ＮＴＴ西日本が提供する「フレッツ・光プレミアム」中、「ファミリータイプ」又は「マンションタイプ」に対応した第２種インターネット接続サービス。
フレッツ・光プレミアム（マンション）	ＮＴＴ西日本が提供する「フレッツ・光プレミアム」中、「マンションタイプ」に対応した第２種インターネット接続サービス。
フレッツ・光ネクスト（ファミリー）	ＮＴＴ西日本が提供する「フレッツ・光プレミアム」中、「ファミリータイプ」に対応した第２種インターネット接続サービス。
フレッツ・光ネクスト（マンション）	ＮＴＴ西日本が提供する「フレッツ・光プレミアム」中、「マンションタイプ」に対応した第２種インターネット接続サービス。

第　２条（品目）

第２種インターネット接続サービスには、種類毎に、次の品目（以下この個別規程において「品目」という。）がある。

品目	内容
バリュープラン	インターネット接続機能を提供するもの。
スタンダードプラン	「バリュープラン」の機能に加え、電子メールアドレスを提供するもの。
ＩＰ０１プラン	「バリュープラン」の機能に加え、固定のＩＰアドレスを１個付与するもの。
ＩＰ０８プラン	「バリュープラン」の機能に加え、固定のＩＰアドレスを８個付与するもの。
ＩＰ１６プラン	「バリュープラン」の機能に加え、固定のＩＰアドレスを１６個付与するもの。
ＩＰ３２プラン	「バリュープラン」の機能に加え、固定のＩＰアドレスを３２個付与するもの。
ＩＰ６４プラン	「バリュープラン」の機能に加え、固定のＩＰアドレスを６４個付与するもの。

第　３条（最低利用期間）

　第２種インターネット接続サービスに係るメディアウェイブインターネットサービス契約（以下「第２種インターネット接続サービス契約」という。）における最低利用期間は１ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とする。

第　４条（ＩＰアドレスの特定）

　契約者が第２種インターネット接続サービス契約において使用するＩＰアドレスは、当社が指定する。

２．契約者は、前項のＩＰアドレス以外のＩＰアドレスを使用して第２種インターネット接続サービスを利用することはできない。

第　５条（利用資格）

　第２種インターネット接続サービスを利用するには、第１条（種類）に定める種類に応じて、ＮＴＴが提供する「フレッツＩＳＤＮ」、「フレッツＡＤＳＬ」、「Ｂフレッツ」、「フレッツ・光ネクスト」又はＮＴＴ西日本が提供する「フレッツ・光プレミアム」の契約者である必要がある。

第　６条（契約内容の変更）

　契約者は、第２種インターネット接続サービスの利用に係るＮＴＴの収容ＩＰ通信網サービス取扱所につき、その変更を請求することができるものとする。ただし、契約者に割

り当てられたＩＰアドレスの変更を伴わない場合に限る。
２．契約者は、第２種インターネット接続サービスの品目を変更することはできない。

第　７条（ネットワークの接続）
　当社は、当社が定める技術基準に従って、ＮＴＴが提供する「フレッツＩＳＤＮ」、「フレッツＡＤＳＬ」、「Ｂフレッツ」、「フレッツ・光ネクスト」及びＮＴＴ西日本が提供する「フレッツ・光プレミアム」の利用に係るＩＰ通信網と当社が第２種インターネット接続サービスを提供するために設置するネットワーク接続装置との接続を行う。

第　８条（品質保証）
　第２種インターネット接続サービスにおいては、次の事項について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙１の定めによるものとする。
１．遅延時間。
２．前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しない。

第　９条（サービスの廃止）
　当社は、ＮＴＴが「フレッツＩＳＤＮ」、「フレッツＡＤＳＬ」、「Ｂフレッツ」、「フレッツ・光ネクスト」の提供を終了した場合、及びＮＴＴ西日本が「フレッツ・光プレミアム」の提供を終了した場合、第２種インターネット接続サービスを廃止する。

第１０条（解除の効力が生ずる日）
　第２種インターネット接続サービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から３０日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとする。

第１１条（料金）
　契約者が、第２種インターネット接続サービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙２のとおりとする。この場合において、初期費用の支払義務は第２種インターネット接続サービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとする。
２．第２種インターネット接続サービスの利用料金は、日割りしないものとする。

第１２条（最低利用期間内解除調定）

第２種インターネット接続サービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合（一般規程第２７条（契約者の解除）第２項又は第３項の規定に基づき解除された場合を除きます。）には、契約者は、別紙３に定める金額を支払うものとします。

第１３条（料金の減額）

当社の責に帰すべき事由により第２種インターネット接続サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとする。）が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して２４時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙４に定めるところにより第２種インターネット接続サービスの料金の減額を行うものとする。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から３ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとする。

２．第２種インターネット接続サービスにおいて第８条（品質保証）に定める品質保証の違背が発生した場合は、当社は、別紙４に定めるところにより、第２種インターネット接続サービスの料金の減額を行うものとする。この場合において前項の減額と本項の減額とが重複するときは、当該減額の合計額は、月額費用の額をその限度額とする。

第１４条（技術的事項）

第２種インターネット接続サービスにおける技術的事項は、別紙５のとおりとする。

【附則】

この契約約款は、２００８年　9月　１日から実施する。

【別紙１】第２種インターネット接続サービスにおける品質保証（第８条関係）

遅延時間

（１）保証基準

第２種インターネット接続サービスにおいては、遅延時間の保証を行わない。

【別紙２】第２種インターネット接続サービスにおける料金等（第１１条関係）

１．初期費用

品目	金額
バリュープラン	２，５００円
スタンダードプラン	２，５００円
ＩＰ０１プラン	１０，０００円
ＩＰ０８プラン	１０，０００円
ＩＰ１６プラン	１０，０００円
ＩＰ３２プラン	１０，０００円

２．月額費用

（１）フレッツＩＳＤＮ

品目	金額
バリュープラン	１，２００円
スタンダードプラン	１，５００円
ＩＰ０１プラン	３，４００円
ＩＰ０８プラン	９，３００円
ＩＰ１６プラン	１５，３００円

（２）フレッツＡＤＳＬ

品目	金額
バリュープラン	１，２００円
スタンダードプラン	１，５００円
ＩＰ０１プラン	３，４００円
ＩＰ０８プラン	９，３００円
ＩＰ１６プラン	１５，３００円

（３）Ｂフレッツ・ファミリー

品目	金額
バリュープラン	１，２００円
スタンダードプラン	１，５００円
ＩＰ０１プラン	４，７００円
ＩＰ０８プラン	１１，４００円
ＩＰ１６プラン	１８，０００円
ＩＰ３２プラン	２８，６００円

（４）Ｂフレッツ・マンション

品目	金額
バリュープラン	１，２００円
スタンダードプラン	１，５００円
ＩＰ０１プラン	４，７００円
ＩＰ０８プラン	１１，４００円
ＩＰ１６プラン	１８，０００円
ＩＰ３２プラン	２８，６００円

（５）Ｂフレッツ・ベーシック

品目	金額
バリュープラン	３，９００円
スタンダードプラン	４，２００円
ＩＰ０１プラン	１２，１００円
ＩＰ０８プラン	２４，６００円
ＩＰ１６プラン	３４，７００円
ＩＰ３２プラン	４７，１００円

（６）フレッツ・光プレミアム／ファミリー

品目	金額
バリュープラン	１，２００円
スタンダードプラン	１，５００円
ＩＰ０１プラン	４，７００円
ＩＰ０８プラン	１１，４００円
ＩＰ１６プラン	１８，０００円
ＩＰ３２プラン	２８，６００円

（７）フレッツ・光プレミアム／マンション

品目	金額
バリュープラン	１，２００円
スタンダードプラン	１，５００円
ＩＰ０１プラン	４，７００円
ＩＰ０８プラン	１１，４００円
ＩＰ１６プラン	１８，０００円
ＩＰ３２プラン	２８，６００円

（８）フレッツ・光ネクスト／ファミリー

品目	金額
バリュープラン	１，２００円
スタンダードプラン	１，５００円
ＩＰ０１プラン	４，７００円
ＩＰ０８プラン	１１，４００円
ＩＰ１６プラン	１８，０００円
ＩＰ３２プラン	２８，６００円

（９）フレッツ・光ネクスト／マンション

品目	金額
バリュープラン	１，２００円
スタンダードプラン	１，５００円
ＩＰ０１プラン	４，７００円
ＩＰ０８プラン	１１，４００円
ＩＰ１６プラン	１８，０００円
ＩＰ３２プラン	２８，６００円

【別紙３】最低利用期間内解除調定金（第１２条関係）

　第２種インターネット接続サービスの種類及び品目に応じ、第３条（最低利用期間）の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙２の２．月額費用に定める金額とする。

【別紙４】料金の減額（第１３条関係）

１．利用不能時の減額（第１３条第１項関係）

　利用不能時間を２４で除した数（小数点以下の端数は切り捨てる。）に月額費用の３０分の１を乗じて算出した額を減額するものとする。

２．品質保証違背時の減額（第１３条第２項関係）

　月額費用の３０分の１を減額するものとする。

【別紙５】技術的事項（第１４条関係）

第２種インターネット接続サービスにおける責任分界点は、当社通信機器とＮＴＴのＩＰ通信網の相互接続点との接続点とする。